

# 新庁舎建設に関する調査特別委員会

## (第 13 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 27 年 7 月 31 日 (金)		
開 会	午前 10 時 00 分	閉 会	午前 11 時 16 分
場 所	鳥取市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 寺坂 寛夫 副委員長 石田憲太郎 委 員 米村 京子、星見 健蔵、横山 明、伊藤 幾子 長坂 則翁、桑田 達也、下村 佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：湯谷久美子、議事係主幹：金岡正樹		
出 席 説 明 員	総 務 部 長：河井登志夫 庁 舎 整 備 局 長：亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長：藏増 祐子 庁 舎 整 備 局 局 長 補 佐：尾坂 和昭 庁 舎 整 備 局 主 幹：宮崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任：田中 友一 庁 舎 整 備 局 専 門 監：前田喜代和		
傍 聴 者	3 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

## 午前10時00分 開会

◆寺坂寛夫 委員長 皆さん、おはようございます。大変暑い中、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。天気予報ももう1週間ぐらいずっと、長期予報でもありますが、35度と毎日、暑い日が続きますので、熱中症に気をつけていただきたいと思います。

それでは第13回になります新庁舎建設に関する調査特別委員会を開催いたします。

時間の都合で、挨拶はちょっと抜きにしまして、早速、それでは執行部から報告について一括で御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。藏増次長。

○藏増祐子 庁舎整備局次長 失礼いたします。そうしましたら、2の内容の中、(1)、(2)を一括で御報告させていただきたいと思います。

まず、1つ目、(1)のほうでございますが、「みんなで作るとっとり市庁舎の考え方」についてということで、市民政策コメントの結果について御報告申し上げたいと思います。

6月17日でございますが、第11回のこちら調査特別委員会におきまして、取りまとめ中ではございましたけれども、市民政策コメントの結果の件数などにつきまして御報告をさせていただいておりました。取りまとめを終えましたので、内容につきまして御報告を申し上げます。資料としましては、第6回の建設委員会の資料で御説明をさせていただきたいと思います。資料1と右肩に四角で囲ってあるものでございます。

防災や市民サービスなど新庁舎の機能ですとか、建設計画、建設費、財源などにつきまして、多岐にわたりさまざまな御意見をいただきました。概要につきましてはこの資料1のとおりでございます。

寄せられた意見の分類につきましては、市民サービスについてが34%、市民交流につきましておおよそ20%、それから進め方や中核市についてなどのその他につきましてがおおよそ15%などとなっております。本庁舎の機能に関する御意見で全体の6割を占めているという状況でございます。

お寄せいただきました意見の概要と市の考え方につきましては、資料1を1枚めくっていただきまして、A4横のページからまとめております。御意見に対します市の考え方のポイントについて御説明を申し上げます。

1ページ目から16ページ目までが本庁舎の機能に関する御意見でございます。市といたしましては、具体的にはいただいた御意見を踏まえまして、設計時に検討を進めていくという考え方などを記載をさせていただいております。

17ページからは、建設計画についての御意見でございます。市といたしましては、新本庁舎に駅南庁舎の本庁舎機能を集約することは、防災体制のさらなる強化ですとか、より一層の市民サービスの向上など、機能面のメリットに加えまして、行政のさらなる効率化やライフサイクルコストなどの抑制など、費用面のメリットがあることを考えているということに記載をさせていただいております。

20ページからは、建設費、財源につきましての御意見でございます。市としましては、よいものを安くつくっていくということが基本であるということですが、当初の費用を優先

いたしまして、必要な機能が抜け落ちるというようなことがないように、将来に負担を先送りすることがあってはいけないということ、今後も設計や工事などのあらゆる場面におきまして、費用対効果を見きわめつつ、費用の抑制に努めていくということなどにつきまして、考え方を記載しております。

それから、22ページにつきましては事業手法、23ページはスケジュールについてを記載しております。

23ページの下段からはその他といたしまして、進め方ですとか、まちづくり、中核市への移行などについて記載をさせていただいております。市といたしましては、引き続き市民の皆さんに丁寧に説明していくことはもちろんのこと、広く御意見を伺うとともに、いただいた御意見を反映してしっかりと取り組みを進めていくことなどについて、考え方を記載しております。大まかですけれども市の考え方でございます。

この市民政策コメントの結果ですとか、建設委員会でいただいた御意見なども踏まえまして、7月15日、「みんなでつくとっとり市庁舎の考え方」を設計のもととなる計画内容として決定をいたしました。それが第6回の資料、「みんなでつくとっとり市庁舎の考え方」でございます。5月公表、7月決定と表紙にあるものでございます。

市民政策コメントでいただいた御意見は、今後いただく御意見も含めまして設計時に具体的に検討していくこととしております。

「みんなでつくとっとり市庁舎の考え方」は、ことし5月に取りまとめた内容から変更はございませんけれども、この表紙と、それから1枚めくっていただいて、ゼロの「はじめに」というところで時点修正を加えております。市民政策コメントの結果や計画内容として決定した「みんなでつくとっとり市庁舎の考え方」は、市の公式ホームページで掲載をしておりますし、各地区公民館などに資料を配置し、ごらんいただくことができるようにしております。また、概要につきましては鳥取市報の8月号でお知らせをさせていただくようにしております。

引き続きまして、(2)の鳥取市新庁舎建設委員会について御説明を申し上げます。

6月17日の第11回の特別委員会以降、建設委員会は2回、第5回と第6回の2回を開催しております。第5回の委員会では、先ほど説明をさせていただきました、お手元にはレジュメしかございませんと思いますが、「みんなでつくとっとり市庁舎の考え方」に関する市民政策コメントの結果についてと、それから特別委員会の中間報告について、それから設計者の選定について資料の説明をいたしまして御意見をいただきました。

設計者の選定につきましては、これまで説明をしてきた地元発注の考え方についてと、建築設計に求められる資格と、それから市内設計事務所の状況についてを説明をいたしました。委員の皆さんからは、市民政策コメントの市の考え方の取りまとめの方法がわかるようにしてはどうかということや、地元設計事務所の状況について、もう少し詳細な資料をつけていただけたらどうかということや、それから新本庁舎建設の設計に係る業務時間数や必要人員に関する資料をつくってほしい、それから2万3,000平米程度の庁舎について、これまでほかの地方都市でどのような発注がされているかを、先進地の事例の調査をしてほしいという御意見をいただきました。

これを受けまして、先日、7月21日の第6回の委員会では、設計者の選定についての資料といたしまして、お手元にお持ちかと思いますが、資料の2-1、2-2、2-3の資料を作成をいたしまして説明をしております。委員の皆様からは他都市の状況について、もう少し詳細な調査をしてほしいという御意見などをいただきました。これら資料が整いまして、次回、第7回の建設委員会を8月3日午後3時から開催する予定といたしております。

また、第6回の建設委員会ではオフィス環境の整備業務についての御意見もいただいております。オフィス環境業務につきましては、レイアウトや什器、備品、事務機器などの現状調査や、来庁者や職員のニーズですとか、それから会議室の利用実態、保有する文書量などの調査など、窓口や執務室の検討をする内容ですとか、文書保管のルールですとか、文書削減の調査検討など文書管理の検討について、それから新庁舎での什器、備品などの配置計画の検討や移転、引っ越しですね、移転管理など、移転計画などについての業務の内容でございます。本庁舎の設計、工事、移転の各場面におきまして、専門の業者の知識を持ちまして、市の調査や検討をサポートする業務と考えておりまして、効率的で効果的な業務を短期間で行うことができるということから、業務委託をすることといたしました。それから、現年度予算と平成28年度から31年度までの債務負担行為とで、合計3,312万円の当初予算の議決をいただいております。

業務につきましては7月16日に公告をいたしましたでしたが、建設委員会では業務の内容についての御質問ですとか、企画提案の内容を調整したほうがいいのではないかということから、公告を中止すべきではないかとの御意見をいただきました。市といたしましては、御意見を踏まえまして、7月16日の公告は、7月24日に仕様書等の見直しのために中止といたしました。今後、仕様書の見直しの後、改めて公告を実施したいと考えておるところでございます。

以上ですが、一括で御報告をさせていただきました。

◆寺坂寛夫 委員長 ありがとうございます。

説明いただきましたので、それではこの件について質疑がありましたらお願いします。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 市民政策コメントのことでいいですか。

◆寺坂寛夫 委員長 はい。全てでいいです。

◆伊藤幾子 委員 済みません。これ、6月15日の5時までが締め切りだったんですけど、この締め切りを過ぎて届いた意見があったのかどうか、それはどうでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 件数はちょっと今、把握はしておりませんがございまして。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 締め切りまでに届いた分がこの集約された件数だと思うんですけど、それ以降に届いた分も具体的に設計を考えていくときの参考意見として、それはちゃんと一緒に、一緒にといえますか、意見の中に入れられると理解していいでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 委員のおっしゃるとおりでございます。今後も意見をいただくことがございますので、それも一緒に設計のときに具体的に検討していきたいと考えております。

◆寺坂寛夫 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 ちょっと資料の中の意味をお聞きしたいんですけども、資料2-3の一番下の建築設計に求められる法的な資格等というところあるんですけども、この建築積算という部分は、これどういうことなんでしょうか。この部分は横棒が引いてあるんですけども、これはしないということなんでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 尾坂補佐。

○尾坂和昭 庁舎整備局長補佐 この2-1から2-3については次にちょっと説明させていただこうかなと思っておりましたが、その表につきましては建築基準法であるとか建築士法で、法的にこの庁舎を建てるに当たって必要になる資格をあらわしたものであります。建築積算士っていうのは、法的には位置づけられておりません。おりませんけども、設計をしたりする場合には建築積算士っていうのは有効ですので、表には上げてるんですが、棒を引っ張ってるという状況です。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 建設委員会から出た意見で、オフィス環境整備業務についての公告を24日に中止をしたという御説明があったんですけども、16日に初め公告を出して、それでそのスケジュールでいえば22日がその中身に関する質問の受付期限ということになってまして、28日が結局、その参加表明書提出期限とかって、そういうふうなスケジュールが提示されてたんですけども、中止をするということで、業者側に混乱がなかったのかどうか、その点はどうでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 混乱はあったとは把握はしておりません。

応募の業者の参加表明は、まだ締め切りまで、28日とさせていただいておりましたので、それまでにまだ時間があったことと、それから質問の締め切り、先ほどおっしゃいました、22日に質問の締め切りでその回答が24日に回答することとなっておりますので、回答の期限までには公告の中止を公表させていただいたということです。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいですか。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 私、ちょっとこのときの建設委員会を傍聴してて、結局、このオフィス環境整備業務っていうのは当初予算に入っててね、議会で認めた、議会で可決をされた予算なので、すごくかわりのある業務だったんですよ。それで、建設委員の方々からの指摘をされた内容がこの業務はオフィス環境の業務は、基本設計に何かかわるっていうか、もう設計だっというふうな感じで言われて、本当に肝の部分なんだっていう発言もあったんですよ。私自身は、正直そういう認識が全くなくて、ああ、そうなのかと思いながら聞いてたんですけども、で、一旦中止をして、また検討して出すということで、ということは、つまり、オフィス環境整備業務っていうのはやるということですよね。建設委員会でいろんな意見が出て、それで、委員の方の考えと執行部の考えのずれみたいところが理解してもらえたのかどうかっていう、そこが気になるんですけど、その点はどうなんでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 この件につきましては、前回の建設委員会の中でこういう意見が出た、

伊藤委員も傍聴しとられまして、経過を把握しとられると思うんです。このオフィス環境業務についての業務内容については、具体的に設計業務の範囲内ではないかというような御指摘がございました。ただ、この中身については、設計業務とは違う業務外の内容を調査させていただくんですよということで、改めまして委員さんには了解を得る形で次回は迎えようと思っております。

内容としましては、設計に関しての標準業務っていうのは、告示15号の建築物の類型に応じて標準的にされる設計範囲っていうのはございます。それで、今回、鳥取市のほうがオフィス環境業務として提案する内容としましては、設計業務に関して、事業者である市がその内容について、例えば人の問題があります、それから文書の管理、こういったものをどういう形で新庁舎のほうに反映していくのかというような、いわゆる設計に入るもとの施主の考え方、こういったものをまとめ上げる範囲での調査業務を行ってもらうんだということで、改めて別に発注する、こういったことによって利点があるんだということを次回の建設委員会の中では説明をしていこうと思っております。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいですか。そのほかございますか。米村委員。

◆米村京子 委員 済みません。契約とか、それこそ設計に入るっていう段階にもう来てるわけなんですけども、方向的にプロポーザルで全部設計、施工されるような形にもう決まってるんでしょうか。その辺のこと。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 考え方の32ページ、事業手法で書かせていただいております。ところが決まっておるところでございまして、事業方式としましては、設計と施工は分離、それから維持管理も分離発注を考えております。設計者の選定につきまして技術提案方式、プロポーザル方式を採用するというふうに考えております。施工につきましては、まだ今は決まっておりません。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 済みません。委員長、ちょっとお尋ねしていいでしょうか。このたび陳情書っていうのが出てるんですけども、それについてちょっと説明させてもらってもよろしいでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 それはあれですか。協会のほうですか、建設協会。

◆米村京子 委員 そうですね、建設業協会の分。

◆寺坂寛夫 委員長 この場でっていうのは、執行部に対してですか、このことについて。

◆米村京子 委員 はい。それに対して、要するにやっぱり地域の建設業者さんをとということで陳情が上がってるんですけども、その辺のことに対して、執行部のほうに提案っていうか。

◆寺坂寛夫 委員長 提案、そうじゃなくて、その辺のちょっと聞かれることは問題ないと思えますけども。状況を。

◆米村京子 委員 状況をね。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと、そうしたら、全員に配ってもらえませんか、それ。

◆寺坂寛夫 委員長 ああ、じゃあ、よろしいですか。

- ◆米村京子 委員 これはあれですか。たまたま陳情書が出て。
- ◆寺坂寛夫 委員長 委員会に出てませんのでね。執行部に出ただけですので。執行部の考え方を。
- ◆米村京子 委員 はい。じゃあ、済みませんが、これ。まだですか。その場合は、これはもうまだっていうことで。
- ◆寺坂寛夫 委員長 執行部は、まだまだこれは検討されてないということですよ。それについてはまだ、全然受けただけと。局長、どうですか。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 この件につきましては、先日、28日ですか、建設業協会、建築士事務所協会のほうから陳情書として提出されたという事実はございます。
- ◆寺坂寛夫 委員長 よろしいですね。検討されてないです、まだ、受けただけということ。
- ◆米村京子 委員 ああ、そうですか。
- その中で、ちょっと質問をさせていただきますけど、その中で、これ、陳情書は陳情書で置いていただいていた結構なんですけども、あくまでもプロポーザルとかいろんな形で決まってく段階で、やっぱり地元業者の人たちを、前もお願いしてたと思うんですけど、それを優先的に使うっていう、執行部としてはそういう方向はあるんでしょうか、ないんでしょうか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 答弁できますか。局長。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 今の質問に関してでございますけども、地元の活用については特別委員会の中間報告もされました。それから鳥取市につきましても、従前から地元の活用についてはできる限り活用していくということでそのスタンスは変わりありません。そういった中で、建設委員会の中で、今、その選定についてを議論していただいているというところでございますので、そういうことも踏まえながらということ。
- ◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。ですからまだ検討中、踏まえるということですので、建設委員会がいろいろ。
- ◆米村京子 委員 いろいろ踏まえるっていうことの中の一つにこういう陳情書も上がってきてるっていうことの実態もあるってことは、もうこれは把握していただかなくちゃいけない問題じゃないかなと思ったんですけども、その辺はいかがなものでしょう。
- ◆寺坂寛夫 委員長 局長。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 建築事務所協会、建設業協会からの陳情、要望につきましては、この4月にも出ておりましたので、そのときと要望の状況は変わりありませんので、内容としての鳥取市のスタンス、ここは常々申し上げているところでございます。
- ◆寺坂寛夫 委員長 それと、尾坂補佐が先ほど言われました、資料の説明があるわけですか、全体説明。尾坂補佐。
- 尾坂和昭 庁舎整備局長補佐 済みません。資料1とあわせて説明させてもらえばよかったんですが、続きまして資料2-1から2-2、2-3っていう資料も建設委員会のほうに提出しておりますのでその説明をさせていただきます。
- 資料2-1の説明をします。類似他都市の新庁舎建設設計一覧表です。前回の委員会で、他都市でこれまでどのような発注がされているのか、構造、規模、設計委託料、工事費、基本設計、実施設計、JVの先行事例の調査をしてくださいますといただいております。インターネット

の情報や電話による聞き取りにより、他都市の新庁舎設計、発注事例をまとめたものです。

表は、過去10年ぐらい前から古い順に、人口規模、延べ床面積が鳥取市と大体同じくらいの都市をまとめたものです。上段4都市、豊岡市までですが、工事まで全て完成しており、業務を既に開始されてる都市です。設計の市内業者の出資比率で不明とあるのは、問い合わせをしたんですが、担当課が解散しており不明でしたので、不明としております。

次の5都市は、現在工事中の都市です。次の3都市は基本設計が終わり、現在、実施設計中の都市です。下の2都市は、現在、基本設計中の表になっております。

続きまして、資料2-2の説明をさせていただきます。基本設計、実施設計の業務時間及び必要人員の見込みの表です。業務ボリュームのわかる資料を作成するということでしたので1の表をつくっております。1の表が業務時間の表となります。標準業務時間は、国土交通省告示第15号に基づく業務報酬基準となっております。追加業務時間は、その他の業務となりますが、備考にありますように、基本設計であればLCC、PAL★等の環境性能を向上させる検討業務であるとか、市民ワークショップを予定しております。実施設計では、積算業務や各種の手続などです。それを基本設計と実施設計のそれぞれ総合、構造、設備、その他に分け、合計して①の業務時間計を算出しております。1日当たり8時間ですので、②の業務日を8で割った数字としております。1カ月は20日ということで、20で②を割ることにより、③の業務月を算定します。

下の表ですが、2の表ですが、想定している業務期間を踏まえた必要人員の見込みの表です。④の業務月数を基本設計、実施設計の各項目ごとに算定し、③の業務月から④の業務月数を割ると必要人員が出ます。それぞれ総合、構造、設備、その他で人員を算定し、合計すると基本設計では14人、実施設計では16人と見込んだものです。

同じ紙ですが、裏面がありますのでその説明をします。先ほど、他都市の一覧表を見ていただきましたが、その中で他都市の設計チームについて、インターネットに情報がありましたので参考に記載しております。左の表が水戸市、右の表が秋田市の事例です。どちらもJVの場合となっております。

続いて資料2-3の説明をします。市内設計事務所の状況の表と建築設計に求められる法的な資格等の表です。まず、市内設計事務所の表ですが、市の入札参加資格者名簿に登録されている中から、大きな物件のときに指名される、一級建築士が4名以上、県の格付ではAクラスとなっている上位10社の表となっております。所属する一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、あと建築積算士の表となっております。右側に、平成10年度以降の実績を記入しております。店舗、工場は除いていますが、建物の用途と床面積が1万平米を超えるものと5,000平米以上1万平米未満の区分けとして丸をつけております。

下の表は、今回の設計に求められる法的な資格の表となっております。建築総合・設計には一級建築士、構造設計・計算には構造設計一級建築士と記入しておりますが、下に補足を書いておりますが、設計に関与するか、法規定に適合するかどうかの確認をしなければならないと、建築士法のほうでなっております。電気設備設計、機械設備設計につきましては、設備設計一級建築士と記入しておりますが、先ほどの下の欄の補足ですが、設計に関与するか、法規定に



適合するかどうかの確認をしなければならないという表であります。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 説明していただきました。これを含めて質問がありましたらお願いします。  
長坂委員。

◆長坂則翁 委員 ちょっと教えてください。今、類似他都市のいわゆる新庁舎の関係で、これはあくまで設計の一覧表ですから、それはそれでいいんですけども、先ほどちょっとあった事業方式ですよね、これは確かに設計の一覧表なんですけど、事業方式については把握しておられますか。

◆寺坂寛夫 委員長 尾坂補佐。

○尾坂和昭 庁舎整備局長補佐 資料2-1の表を見てください。真ん中辺に設計者の欄がありますが、選定方法のところに、プロポ、あとコンペというのがあります。プロポってというのが先ほど考え方のほうで説明させていただいたプロポーザルということです。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 長坂委員。

◆長坂則翁 委員 ちょっと答えになってないんですけども、先ほど言われたようにこの冊子の32ページ、事業方式を少し触れられましたよね。それで、今、私もまだまだ不勉強でわからんのですけれども、新国立競技場問題が非常に話題になつとるじゃないですか。それで、私はマスコミ報道のみしかわからないんですが、事業方式について、これでいくと設計と施工は分離するんだよとある。設計プラス施工分離プラス維持管理分離発注方式っていうふうになつとるんですが、いや、新しくつくろうとしておる新国立競技場でいくと、設計、施工を全て一括のという構想のようですが、そのことによって経費面とか工期もかなり短縮ができるというふうな報道がされておったと思うんですよ。ああいう報道を聞くと、この鳥取市の庁舎の建設に当たっての進め方について、もう少し、何ていうか、説明っていいですか、事業方式についても、なぜこういった方式、一括できないのか、それには限界、何か問題点がいろいろとあってできないということになってるのか、そのあたりの事業方式について、考え方をちょっと聞かせてください。

◆寺坂寛夫 委員長 はい、局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 先ほど説明いたしました資料2-1で御推察できると思いますけども、他都市の例を見ましてもこの設計と施工に関しましては、もう業者は違っておりますので、分離発注という形態をとっておりますよね。それでなおかつ、設計に関しまして、施工に関しても、JVを組んでやっているということがございます。これは、全般的にいいまして、鳥取市も分離発注を考えているという点では、地元をいかに活用していくかということ踏まえてこの選定方式を、事業方式についても分離発注という形で形態を組んだところでございます。

◆寺坂寛夫 委員長 長坂委員。

◆長坂則翁 委員 いろいろな問題点といった、先ほどちょっと触れたんです。それは、あくまで地元を最優先に発注をしていこうと思えば、一括発注というのはいささか問題だよということだと思っんです。とするならば、一回、参考までに設計、施工の一括方式のメリット、デメリット、それから分離発注のメリット、デメリットの表にしたものを、ペーパーを一回下さい。何か今まで出てますか。ごめんなさい。

◆寺坂寛夫 委員長 局長、どうぞ。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 各方式の比較検討ということで、事業方式ですね、39ページに、考え方の、記載させていただいております。事業方式もいろんな方式がございます。この中で、設計と施工を分離発注するというので、設計、施工分離、維持管理費分離発注方式ということで、ここに概要が書いてありますけども、設計者、施工者、維持管理者を各別々に選定、発注する、最も一般的な方式でございます。設計者は委託契約によりまして基本設計及び実施設計を行い、完成した設計図書を仕様として施工者への発注を行う。なお、維持管理業務については、基本的に単年度、仕様発注とするということで、これ分離発注することによって、工事に対する透明性というか、そういったものが発揮できるという利点がございます。

それから、その他、イからカまで上げておりますが、この中で先ほど言いましたように参加の可能性を、分けることによって幅広く参加を求めていくという趣旨から、設計、施工分離、維持管理分離発注方式として事業方式を決定としたところでございます。

◆寺坂寛夫 委員長 いいですか。

◆長坂則翁 委員 はい。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、補佐のほうから御説明があった資料の2-1なんですけども、ここの中の設計期間ですが、基本設計、実施設計それぞれ6カ月から12カ月とか、また、4カ月から14カ月まで、大変幅の広い設計期間が示されておるわけですが、これは当然この庁舎の求めている内容にもよってくるのだろうと思うわけですが、一方で鳥取市に事務所を置かれている設計事務所の、資料の2-3で示されているところは、1万平米を超えているところが2つの事務所ということになっておるわけですが、例えばこのAの設計事務所が1万平米を超えた設計を行っている事務所、これについて、の設計期間がどの程度のものなのかお示しをいただきたいなと、わかればですが、思いますし、また、庁舎の考え方の32ページのスケジュールの基本設計、実施設計は、鳥取市の場合、約20カ月というものを見込んでいらっしゃるわけですが、これは他都市の事例を見れば妥当なスケジュールなのかなとは思いますが、ここが実際に鳥取市の事務所を選定をした場合に、現実的にこの20カ月という範囲内での設計期間でおさまるのかどうなのか、その辺の見通しというのはどうなのか教えていただきたいなということと、それから、最後に専門委員会の中で、いわゆるコストを、入札時に入札方法において、コスト面でいかに抑制をしていくのかという意味で競争原理を働かせていくということを考えた場合、鳥取市の設計業者への発注ということが、そういったことがかなうのかどうなのか、また、地域への貢献というようなことについては、どのようなことが専門委員会の中で議論のテーブルに上がってきたのか、もしわかれば教えていただきたいなと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 わかる範囲でお答えします。

まず、実績1万平米のいわゆる工期についてお尋ねでしたが、これは今のところ調べておりませんので、後で御報告をさせていただきたいと思います。

それから、今回、設定のスケジュール、基本設計と実施設計、8カ月と12カ月が妥当かどうか

かってお尋ねがございましたけれども、御承知のようにいろいろと事例を見させていただいたり、基本計画時の状況を検討したりして、妥当ではないかという、妥当だというふうに判断をいたしております。

それから、コストに関して建設委員会でどんな意見があったかということをお尋ねをされたようですけれども。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 設計者の選定につきましては、まだ議論の途中でございまして、コストについての御意見のほうは、今のところないように認識しております。

◆寺坂寛夫 委員長 星見委員。

◆星見健蔵 委員 私がちょっと思いますのに、費用の抑制ということを大前提に考えるということがやはり求められておるといふふうに思っておるんですね。それで、先ほど来、長坂委員のほうからもあったです、分離発注、一括発注、いろいろそういった方式もあって、地元の業者をとにかく使いたいという思いも、それも重要だといふふうに思っておりますけども、そういったことで、一括発注することによって、やはり5億、10億、経費が言ったら削減できるというようなことになれば、わずかな差ならいいですけども、その辺のところもやはり重要だと思うんですね。だから建設委員会のほうの専門的な方々の考え方の中にも、やはりそういった費用の抑制ということも前提にした考え方というものも議論していただきたいなと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 これは要望でいいですね、執行部への。はい。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと今の星見委員さんの意見もよくわかります。これは公共工事ですね、市庁舎を建てるって公共工事で、やっぱり公共工事っていうものを考えたときに、いかに私は地元の業者に仕事を回す、やっぱりそこだと思うんですね。言われるように、5億、10億違ってきたときに、じゃあどう考えるかっていうのはあると思います。やっぱりそれは一つの議論の点になると思うんですが、やっぱり公共工事、こんな大きな公共工事をするときに、一体何を優先に考えるかっていう、その方向性を執行部はしっかりと示していくことがやっぱり大事なと思うんですね。私は、多少なりとも高くなっても、やっぱり地元の業者に仕事を回すっていうのはすごく大事なことだなと思ってるんですよ。本当に安く抑えて、それを県外の会社にばおんと持っていかれるよりも、こんな、本当に100年に1度って言われてる大事業を、しょっちゅうできるわけじゃないですから、そこは、私はやっぱり地元の業者を本当にどう活用していくかっていうところを重きを置きたいなっていう、そういう意見を持っているので、だから、いろんな考え方があると思うんですが、やっぱりそれは、まずは執行部がどう、公共工事をするに当たって、何を優先に考えるかっていうのをしっかりと示して、説明をしていくっていう、そこが大事かなと思います。

ちょっと聞きたいのは、資料2-3の一番下の米印のどこなんですけどね、これの理解の仕方として、要は、構造設計一級建築士とか、設備設計の一級建築士っていう、そういう資格がない一級建築士の人それぞれの構造設計なり設備設計をした場合は、法規定に適合するかどうかの確認をしなければならないと。いわば一級建築士なら何でもできる、でも、資格がなかったら、法規定に合ってるかどうか見なきゃいけないよっていう、そういう捉まえでいいんで

すよね。その場合、この法規定に適合するかどうかの確認っていうのが面倒なものなのか、そんなに面倒じゃないのか、その点はどうなのでしょう。

◆寺坂寛夫 委員長 尾坂補佐。

○尾坂和昭 庁舎整備局長補佐 これにつきましては、建築基準法のほうでこのぐらいの建物になると、構造設計一級建築士がかかわらないといけないっていうことになってまして、構造設計一級建築士が設計をされるか、もしくは法規的に適合してるか確認をしなくちゃいけないということで、かかわらないといけないということになります。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 資料2-2で、基本設計と実施設計の必要な業務期間っていうのがあって、必要人員っていうのが出されてるんですよね。それでこの資料2-3の市内の設計事務所の状況を見たときに、構造設計一級建築士の資格のある人は、どっかとかくっつけば、その4人、あっ、4人じゃない、1つでいけるか、1つのところが3人おられるし、例えば、この表でいったら、BとGがくっついたら4人になるし、そこはクリアできるなど。ただ、設備設計はどこ探してもCのところに1人しかいないので、結局、ええこれってもしかして市内の業者がどっかと、それこそ大手の、県外のどっかと組まないといけないことになるってことですか。

◆寺坂寛夫 委員長 尾坂補佐。

○尾坂和昭 庁舎整備局長補佐 済みません。なかなか説明が難しいところがあるかもしれませんが、あくまでも契約の相手先として考えておりますのは建築の設計事務所です。構造の設計であるとか、設備の設計であるとかは、その会社におられないという状況になっておりますので、協力会社、下請といいますが、どっかの設計事務所に協力を求めるっていうことは可能になっておりますので、その資格を持つとられる設計事務所を下請に使われるっていうのは可能です。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 それはわかります。でも、この資料2-3に出されてる事業所っていうのは、先ほどの説明で、鳥取市の入札に参加できるようなところですよ。ここですら1人しかいないわけだから、この中から一緒にやりましょうっていうところは見つけられないってことでしょ。これ以外のところから探すってなると、言ったらこれより大きなところなのかと単純に思うわけですよ。ここに上がってる設計事務所よりも小さいところでは多分基本ないんだろうな。大きいところを協力会社としての協力の捉まえですけど、その協力会社が上に行くか、下に行くかっていう考えでね、本当に大手さんみたいな大きいところが、地元の設計事務所よりも大きいところが何か下に本当に入って、協力事業者になってくれるんだろうかと思うと、ちょっと私、それ、非現実的な話じゃないかな。何かどうしても大きいところが上に来て、地元が横にくっつくっていう、この横長の資料で見せてもらった、こういうJVの組み方になるのかなと思うんですけど。先ほど聞いた米印のところで、ああ、だけど、これ読んだら、一級建築士でもそれぞれやって、法規定に適合すれば、じゃあ、地元でもできるんだなとは思ってたけど、説明聞いたらどうもなかなかいろいろクリアしなきゃならないことがあるようなので、本当にちょっと厳しい状況に現実問題としてあるのかなと私は理解してますが、ただ、地元の

方から要望が来た、陳情が来たっていうのは、私、新聞で見ましたけど、一体どんな中身で出てるかはちょっと把握はしてませんが、だけど地元の設計業者から、設計業者かな、何か出るとしたら、できるっていうことで出されてるんでしょうからね、そういう点では、基本、きょう出されていた資料では、ちょっと私は危ないんじゃないかっていうふうに思っていましたけど、陳情が出てるということで、基本、地元だけの設計事務所でも協力会社、ちょっとどんなところかはわからんけども、そういうところの援助があればできると、地元業者が頭になってできるということによろしいんですね。

◆寺坂寛夫 委員長 尾坂補佐。

○尾坂和昭 庁舎整備局長補佐 構造の専門にされてる設計事務所もありますし、設備を専門にされてる会社も、この表の以外のところでもありますので、そういう会社を協力会社ということで下請にされれば、十分可能だということではあります。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ていうことは、ここの資料に出されてるAからJ以外のところでも、設備設計の資格を持った方を擁してる事務所があるということによろしいんですね。

◆寺坂寛夫 委員長 尾坂補佐。

○尾坂和昭 庁舎整備局長補佐 設備に関して、鳥取市内には設備設計一級建築士を持つとられる設備設計事務所はありません。

◆伊藤幾子 委員 えっ、ここだけ。

○尾坂和昭 庁舎整備局長補佐 そうです。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 済みません。今現在、建設委員会の中で、そういったところに対してどういう形でね、先ほど説明しましたこの事業をやっていく上では、どれぐらい建築技師の数が必要なのかということも数字であらわしておりますけども、そういったことも踏まえて、どういった形態で携わっていけるかを求めていくか。要は、鳥取市が求めるのは、考え方をお示ししたと、先ほど言われました、費用を安く、それから性能についても、当然計画書として立ち上げたわけですから、その計画書を全うできる設計業者を選ぶにはより多くの技術提案をいただく、その中から業者を選定していくという、これが基本でございますので、その中で、地元はどのような形で携わって、より多くの地元の方が携わっていけるかという方策を今、建設委員会の中で具体的に話をいろいろな方向から検討してるところでございますので、ただ、この資料だけを見ますと、先ほど言ったようなことになってきますが、そのあたりも踏まえて、総合的に建設委員会の中で、今後、議論を進めていくということでございます。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 済みません。先ほど伊藤委員言われましたような、本当に単純なことなんですけども、本当に私も、費用は完全に抑制していただかなくちゃいけないというほうで、この間の報告のときもあつたんですけども、ここもやっぱり2-3の、先ほど一級建築士は10社、構造計算される構造一級建築士は何社なのか、それと3人とは書いてあるんですけど、何社なのか、それと、電気設備設計、機械設備設計、これに関しての業者は何社なのか、その辺わかり

ますでしょうか、鳥取市における。

◆寺坂寛夫 委員長 どうですか。今、10社ぐらい大きいところをずっと出されとるわけですね、この表に。3人おられる方もあり、2人の会社もありちゅうことで、その以外にっていう意味ですか、全体ですか、米村委員。

◆米村京子 委員 要するに、電気設備とか、機械設備の業者って、もう限られるんですよ、一級建築士を持ってるようなところは。それ何か、構造設計、もう限られてくるんですよ。その限られた会社が鳥取市に何社あるのかっていうことを、そこによって、またその次の入札じゃない、またこれから施工していく段階で鳥取市に業者を極力やってもらいたいのに、そこでの先ほどの伊藤委員みたいに言われたように、なければ業者がってことになってくる場合もあるんじゃないかと思って、ちょっと業者の数を聞こうと思ったんですけども。

◆寺坂寛夫 委員長 わかりますかね、局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 これについては、県の入札ですね、入札資格参加者名簿、これがございまして、その中には登録されておりますので把握ができると思います。ただ、その点も踏まえて、先ほども申し上げましたとおり、建設委員会の中でどうしたらいいのかというようなことを検討をこれからしていくわけでございますので、当然、そこも把握しながらやっていきたいと思っております。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいですか。建設委員会のほうでその辺をいろいろ検討されるようですので。長坂委員。

◆長坂則翁 委員 ちょっとお尋ねするんですけど、確かに地元発注最優先でっていうのはわかるんですけども、例えばこの資料2-1をずっと、つくば市から岐阜市までですか、14ですか、これ、設計者の具体的に地元かどうかっていうのはちょっとわかりませんが、例えば日建設計っていうのが3都市で設計してますよね、設計業者として入ってますよね。それから、日本設計が2社。

◆寺坂寛夫 委員長 大手、地元って出てる。

◆長坂則翁 委員 ああ、出とるか。なるほど。だから、ごめんなさい、大手がやっぱり全部入るとるじゃないですか。とした場合に、本当に、それ地元優先はいいですよ、いいんだけども、やっぱり大手に頼らざるを得ないという状況も生まれてくるんじゃないんですか、その辺はまだ言い切りができませんわけですか、そのあたりを聞いてみたいと思っております。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 この設計者について、まさに今、建設委員会の中で議論していただいとるところでございますので、そのために委員さんからこの建設設計の一覧表、他都市の状況はどうだかっていうようなことも踏まえて資料を提出したばかりでございます。ですから、この資料をもとに次回は議論されていきますので、今、長坂委員さんがおっしゃったようなことも踏まえて議論は進んでいくと思っております。

◆寺坂寛夫 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、局長がおっしゃられたように、これまで鳥取市の基本方針や全体構想や専門委員会や、また議会の意見としても地元発注というものがあり、また、さらには基本的な考

え方として、十分な地元への配慮をしながら、地域貢献も考えながら検討を進めていくという  
ような表現がずっと繰り返された中で、今回このような資料も出されて、そして今後、この検  
討をさらに進めていこうとされているわけですが、私も、先ほど来、伊藤委員や長坂委員が御  
意見ありましたように、いずれにしても費用の抑制ということと、それから地域貢献のバラン  
スをどのように我々が今後、考えていかないといけないのかということが大きな一つの目安に  
なっていくというか、議論のポイントになっていくんだと思うんですね。そういったことを考  
えれば、次の、そういう資料提供を受けた後の委員会の議論をまた我々も踏まえて、次の特別  
委員会でそのあたりをしっかりと議論しないといけないのかなというふうに思っておりますので、  
ぜひ、私たちも先般、3都市、先進地を委員会として視察をし、その費用の抑制ということと  
地域貢献とか、そういったことの事例も見てきておりますので、より具体的な、現実的な意見  
をこの特別委員会の中でもやっていかないといけないのかなというふうに感じました。以上で  
す。

◆寺坂寛夫 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 そうですね。今、桑田委員がおっしゃったように、全部、仮に地元でできた  
としても、98億を大きく超えてしまうというような事態ではやはり市民は納得しないというこ  
とだろーと思います。やはりバランスというものが大切なんだろうというふうに思いますけど。

それと、これ表の見方なんですけども、資料2-2の業務時間と想定している業務期間を踏  
まえて必要人員の見込みというのがあるんですけども、想定している業務期間を踏まえて必要  
人員の見込み、例えば基本設計のところで必要人員が、総合、構造、設備、その他合わせて14  
人役というふうになっています。そして、基本設計については、その業務月としては57カ月か  
かるんだということなんですけども、仮に、これ、その状況の中でありますE設計、F設計、G  
設計が全員が57カ月かかって、やっこの設計ができるというようなことになるんですか。

◆寺坂寛夫 委員長 上の表と下の表の説明は、十分されたんだと思いますよ。

◆下村佳弘 委員 私の表の見方が。だから業務時間で、基本設計をするのに57カ月かかるとい  
うことですよ。それについては必要人員が14人要るんだということになってますよね。そうす  
ると、市内設計事務所の状況を考えて、E設計、F設計、G設計の14人が57カ月全部かけない  
と、この設計はできないというふうに見るんですかということですよ。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 上の表で57カ月というのは、1人でやれば57月という考え方でございま  
して、要は14人が、総合の場合は4人が8カ月、それで構造の場合は3人が5カ月、それから  
設備の場合は4人が5カ月、これ、べったりその業務にこの期間は要りますよという見方でご  
ざいますので、14人が8カ月全部に携わるわけではない。そのうち総合分野については、当然  
4人がべったり8カ月要りますよと、下の表ですよ。それで、構造に関しては3人が5カ月、  
設備については4人が5カ月、この期間はべったり、毎日のように携わらなきゃならないとい  
うような説明をさせていただければと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 では、実際に基本設計というのは、それで、その人たちが別々にべったりかか

る、要するに4人プラス3人プラス4人だから、11人ですか、これがべったりかかれば8カ月でできるということですか。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 そういふ流れです。その他というのが積算なりワークショップなり、そういったことの手続の欄を書いておりますけど、そういったとこですね、国交省の、免震工法とした場合にはということでございますけども、そういった手続面がその他、3カ月ということですよ。

◆寺坂寛夫 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 では、仮に5人のところが、C設計とD設計、10人が1日も休まずに8カ月やれば、基本設計はできるというふうなことになるわけですね。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 人数的にはそういう感じですよ。

◆寺坂寛夫 委員長 土日は出ていかないですね。一月、20日で。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 1カ月当たり20日という考え方でありますので。丸々、市に対する設計業務に携わらなきゃならないということですね。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 これから、建設委員会のほうで、どのように業者を選定していくのかといった入札のやり方の要綱づくりだとかをされていくわけですが、第5回の建設委員会の際に、地元発注の考え方として市のほうが資料を出されて、これまで広報してきた内容だとか説明してきた内容、大体可能な限り地元発注というそういうスタンスで、一つ、住民投票の際に、全面的に地元発注というそこだけがちょっと異様といいますか、ある意味、そういった表現がありますが、基本的に可能な限り地元発注するという考え方が示されてます。

これについて、建設委員会の委員さんの受けとめていこうというのはどうだったのかなと。ちょっと私、まだ議事録が出てくるかどうかは見てないんですけど、やっぱりここがちゃんと理解してもらえないと、実際どういった形で入札の要綱を考えていこうかという事にはならないと思うんですね。第6回目のときに参加する業者、入札に、参加者が少ないのでは困ると、やっぱり競争してこそいいものができるって意見もあったわけですから、やっぱりたくさんの中からよりいいものをついていこうという思いは、委員の方にはあるのかなというふうにも受けとめたんですね。だから、本当にどうやったら参加も多くなって、透明性があって、しかもいろんなもろもろの条件がクリアできるような入札のやり方を考えたらええかというのを、これから本当に建設委員会では議論されると思うんですが、やっぱりその一つの前提となる、地元発注の考え方に対する委員さんの、執行部の考え方に対する委員の受けとめ、これがどんな感じであったのかというの、もしわかれば教えてください。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 執行部、それから議会の中間報告、こういったことも踏まえて、市として、こういう地元発注に対する考え方というものは説明させていただきました。それを受けまして、建設委員会の中においてはやはり地元の受注の拡大、こういったことを、それを踏まえながら、鳥取市として考え方をまとめ上げたわけでございますから、こういったものをより現実的に設計、施工できる、こういう体制をとるにはどうしたらいいのかということで、現在、



話を進めているところでございます。ですから受注拡大ということは、当然、委員さんの中にも頭の中には入っていると思います。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 その点は、おいおいやっぱり執行部のほうからも、建設委員会の中で意見は述べていただきたいと思います。要望です。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。次長。

○藏増祐子 庁舎整備局次長 先ほど桑田委員さんのほうから、資料の2-3で、1万平米を超える施設についての設計の期間ということで御質問をいただきました。今、調べましたところによりますと、基本設計と実施設計でおよそ1年、ちょうど1年ぐらいをかけて設計をされております。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 この2-3の表の分ですね。A設計とG設計ですか。平成13年の事務所の1万平米を超えてるという。この分についてが1年だど。これ、JVということでよろしいですね。この2つが、2社がJVでの件数です、1件ずつということで。

○藏増祐子 庁舎整備局次長 はい。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっとこれ要望になるんですけど、基本設計、実施設計の期間なんですけど、本当にばらつきがあるんですね、いただいた2-1の資料を見ると短いから長いから。鳥取市では、やっぱり設計に入ってから市民ワークショップを、また別のワークショップを開いて、設計業務が入ってからそういうことをやっていくと言われてますし、行ったり来たりといえますか、やりとりをしながら設計していくということをしていこうと思えば、やっぱりおのずと期間っていうのはかかると思うんですね。だから、やっぱりその部分はしっかりと保障した期間設定というか、期間の見込みですよね、とにかく早くしてしまえみたいにな、もうそんな余裕がないような期間のとり方ではなくって、やっぱり1つでも多くの声が反映できるような設計にしていくという立場でやっていただきたいということを要望しておきます。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 今、伊藤委員さんおっしゃったように、この基本設計、ここは重要でございますので、そこにおいては当然、市民ワークショップ、これは並行して行いながら、設計者も含めて、その中で議論を進めていくという形態は構えた上で、この20月ですか、ということで、それは含んでおります。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。ないようですね。その他、執行部ありますか。藏増次長。

○藏増祐子 庁舎整備局次長 その他といたしまして、1件、御報告をさせていただきます。

6月26日ですけど住民の方から、市長を被告といたしまして、裁判所に市庁舎建築に関する公金支出等の差しとめを求める訴訟の提起がございました。弁護士を代理人として定めまして対応する必要が生じたので、現時点で弁護士選任に係る委託料につきまして、既決の予算を流用させていただきまして、対応をさせていただいている状況でございます。9月補正のほうで予算の計上をさせていただきたいと考えております。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 54万、裁判の着手金ということのようです。9月議会での補正が上がるようですが、皆さん、よろしいでしょうか。そのほかはございませんね。

最後に先ほど桑田委員のほうからも出ました、我々委員会のほうで3庁舎を視察見学、皆さん、レポートは出されていると思いますが、我々の特別委員会でもまたそれをまとめて所見なりいろいろ、今度、基本計画や実施設計での取り組みでの参考となる意見ですから、検討していただく意見として、どうでしょう、事務局、ある程度所見出とると思いますので、それまとめて、次回の委員会ぐらいにでもまとめて。

○湯谷久美子 市議会事務局次長 所見の部分をまとめるということですか。

◆寺坂寛夫 委員長 ええ、所見の部分を。思いがあると思います、各委員の。それをまとめて、執行部のほうに提言といいますか、送りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、以上で第13回の特別委員会を終了いたします。

閉会します。どうも御苦労さまでした。

午前11時16分 閉会